

医療情報取得加算に関する掲示

当院は、マイナ保険証（マイナンバーカード）の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関の為、2024年12月1日より国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり「医療情報取得加算」を一本化し算定いたします。

区分	マイナ保険証利用	診療情報等提供同意	診療点数
初診	する	する	1点
	する	しない	1点
	しない	しない	1点
再診 (3月に1回)	する	する	1点
	する	しない	1点
	しない	しない	1点

上記に関わらず、他の医療機関からの診療情報提供書をお持ちの方も、診療報酬点数が初診時「1点」・再診時（3月に1回）「1点」となります。

※正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

※マイナ保険証を利用する場合も、自治体独自の医療費助成等については、これまでどおり資格証等の持参が必要です。

《マイナンバーカード受付機は、1階総合受付となります。》